

## 指定管理更新施設一覽

**指定管理者選定施設 一覧(指定期間:令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)**

| No. | 施設の名称   | 選定方法                     | 指定管理者(予定)         | 利用料金制      | 前回からの主な変更点等  | 価格評価の対象 | 所管部     |
|-----|---|--------------------------|-------------------|------------|--|---------|---------|
| ①   | 前島熱利用センター   | 公募                       | —                 | ○          |  | 指定管理料   | 市民生活環境部 |
| ②   | 番田熱利用センター   | 公募                       | —                 | ○          |  | 指定管理料   | 都市創造部   |
| ③   | 【駐車場グループ】<br>高槻市営高槻駅南立体駐車場<br>高槻市営桃園町駐車場<br>高槻市営高槻駅北地下駐車場   | 公募                       | —                 | ○<br>(R8~) |  |         | 都市創造部   |
|     | 【自転車駐車場(高槻駅周辺)グループ】<br>高槻市立高槻駅北第2自転車駐車場<br>高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場<br>高槻市立紺屋町自転車駐車場<br>高槻市立高槻駅南自転車駐車場<br>高槻市立高槻自転車駐車場<br>高槻市立紺屋町第2自転車駐車場 | 公募                       | —                 | ○<br>(R8~) | ●徴収委託制から利用料金制への変更に伴い、 <u>指定管理者から市への納付金が発生</u><br><br>●グループを「駐車場グループ」「駐輪場グループ(高槻駅周辺)」「駐輪場グループ(摂津富田・上牧)」の3つに変更<br><br>●キャッシュレス決済を新たに導入 | 市への納付額  |         |
|     | 【自転車駐車場(摂津富田・上牧)グループ】<br>高槻市立摂津富田駅前自転車駐車場<br>高槻市立上牧駅自転車駐車場  | 公募                       | —                 | ○<br>(R8~) |  |         |         |
|     | 高槻城公園芸術文化劇場 北館  | 特定<br>(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団 | ○                 |            | ●高槻城公園北エリア・大手地区の開園等に伴う管理業務の増   | 指定管理料   | 市民生活環境部 |
|     | 高槻城公園芸術文化劇場 南館  |                          |                   |            |  |         |         |
|     | 総合市民交流センター  |                          |                   |            |  |         |         |
|     | 生涯学習センター  |                          |                   |            |  |         |         |
|     | 高槻城公園(大手地区、北エリア、中央エリア)  |                          |                   |            |  |         |         |
| ⑤   | 高槻島本夜間休日応急診療所   | 特定                       | (公財)大阪府三島救急医療センター | ○          |  | 指定管理料   | 健康福祉部   |
| ⑥   | 口腔保健センター  | 特定                       | (一社)高槻市歯科医師会      | —          |  | 指定管理料   |         |

※ ④～⑥の施設については、第3回選定委員会(8/6予定)において指定要件書等を審議

## 指定管理者の選定評価について

## 指定管理者の選定評価について

### 1. 指定管理者選定にかかる価格評価について

選定評価は、価格評価とサービス水準等の評価（価格以外の項目の評価）を併せた全体の評価点で行う。

価格評価は、標準的な配点を全体の5割として、以下の考え方によつて、必要に応じて全体の2割の範囲で配点を増減し、評価することとする。

#### 1) 価格評価の割合を増やす場合

一般的に、管理運営の手法やノウハウの差によって、提供されるサービスの水準が変動する余地が少ないと考えられ、運営経費（指定管理料）を重視する施設。

#### 2) 価格評価の割合を減らす場合

価格面よりも提供されるサービスを重視し、その質や内容を十分に評価することが、公的責任の確保にとって重要と考えられる施設。

### <価格評価点の算出>

#### 1) 指定管理料を提案する場合

価格評価点は、市が示す指定管理料提示額を上限額とし、原則その70%を「想定する下限額（履行確保の確認を要する額）」として設定し、価格評価点の最高点とする。「想定する下限額（履行確保の確認を要する額）」以下の提案額については、その提案額の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。

$$\text{○ 価格評価点} = \frac{\text{想定する下限額}}{\text{提案額}} \times \text{価格評価への配点}$$

#### 2) 市への納付額を提案する場合

【利用料金制を適用しており、指定管理者が収受する年間の利用料金の合計額が、指定管理者が支出する年間の経費の合計額を上回る場合】

価格評価点は、市が示す基本納付額を下限額とし、「想定する上限額（履行確保の確認を要する額）」（※）を設定して、価格評価点の最高点とする。「想定する上限額（履行確保の確認を要する額）」以上の提案額については、その提案額の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。

なお、市への基本納付額と提案額が同額の場合、価格評価への配点の70%の評価点とし、提案額が基本納付額を上回るごとに、配点を加点する。

$$\text{○ 価格評価点} = \frac{\text{価格評価への配点} \times 70\%}{\text{基本納付額}} + \frac{\text{価格評価への配点} \times 30\%}{(\text{提案額} - \text{基本納付額})} \times \frac{(\text{想定する上限額} - \text{基本納付額})}{\text{基本納付額}}$$

※ 想定する上限額

$$= \frac{\text{市が想定する利用料金収入} - (\text{市が想定する管理経費} \times 70\%) }{\text{基本納付額}}$$

### 2. 外郭団体の公募への参加の考え方について

【今回該当がないため、省略】